

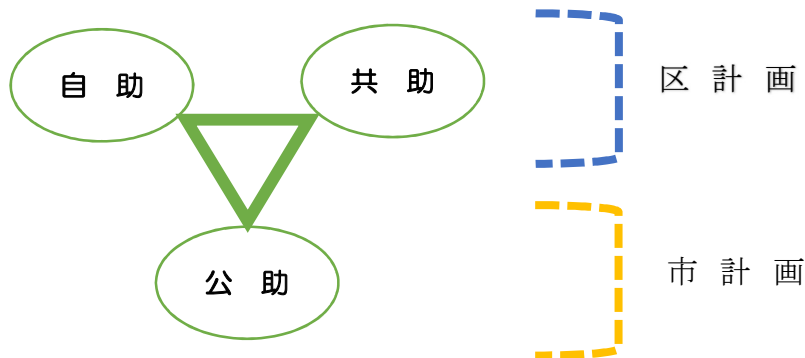
## ～今年度の協議会の運営・開催予定について～

### 1 「若葉区支え合いのまち推進協計画(地域福祉計画)」について

市計画・・・「支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)」

区計画・・・「若葉区支え合いのまち推進計画(第5期若葉区地域福祉計画)」

- ◆この計画は、社会福祉法の「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。千葉市では市域も広く、区によって異なる地域の実情を反映するため、区ごとに計画を策定する「区計画」と、あわせて各区の共通の基本理念や意義を持ち込んだ「市計画」の両者を策定するスタイルを取っています。
- ◆「区計画」は、主に「自助(自分のことは自分おこなう)」・「共助(地域住民同士の支え合い)」を中心に地域住民が主体の計画策定を行うコンセプトになっています。その為、計画策定にあたっては区内の地域住民や様々な地域福祉関係者の参加を得て策定しています。



- ◆この計画は平成18年度より開始されています。第3期計画からは「支え合いのまち推進計画」と名称を変更し、社会福祉協議会地区部会を各地域(地区部会エリア)の取り組みを推進する中核的組織として位置づけています。

※現在は、第5期計画(令和4年度～令和8年度)を実施中です。

### 2 「若葉区支え合いのまち推進協議会」について

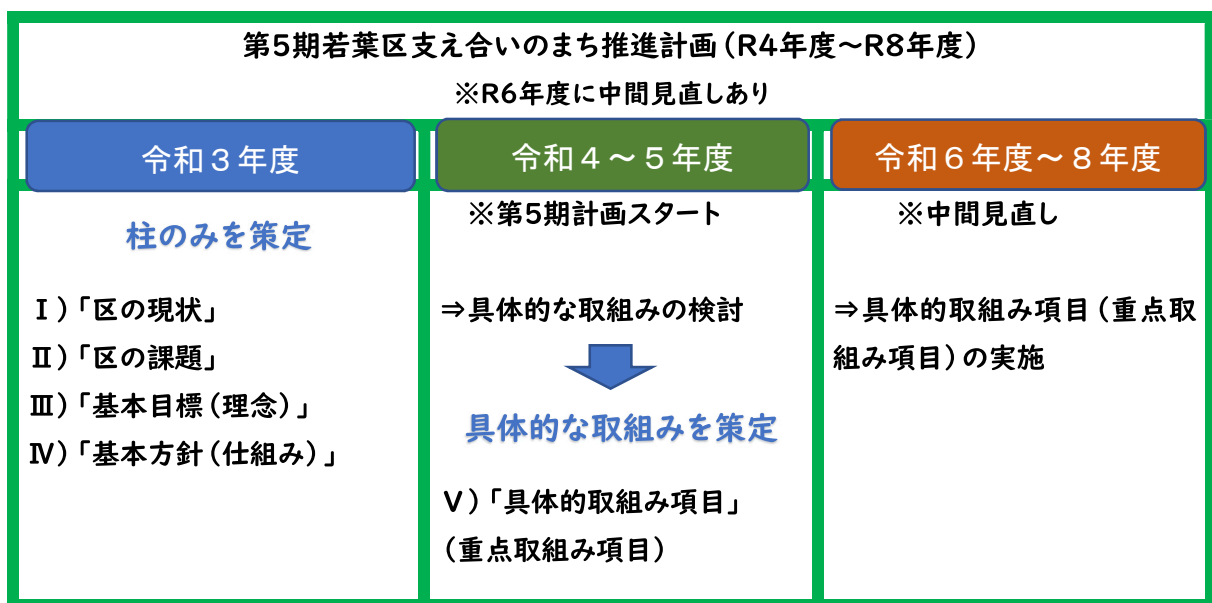
「若葉区支え合いのまち推進協議会」は、上記計画の円滑な推進を図る目的で、設置されています。同協議会は、計画の策定、取組み状況把握、地域福祉の活動団体間の情報共有・連絡調整等の役割を担っています。

- 委員は、地域住民、地域福祉活動者、社会福祉事業者等が構成員となる。
- 委員の任期は2年間(現任は、令和4年6月1日～令和6年5月31日)。
- 年4回程度開催。また、本会議開催前に、運営企画委員会を随時開催。

### 3 「第5期若葉区支え合いのまち推進計画(R4年度～R8年度)」について

本計画は令和3年度中に策定されましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により地域での各種活動が中止や縮小を余儀なくされ、計画策定の協議・検討のための会議も開催し難い状況でありました。今後の感染拡大状況に応じて、地域の取組みの一部について柔軟に見直しを図っていきけるよう、Ⅰ)「区の現状」、Ⅱ)「区の課題」の明示と、Ⅲ)「基本目標(理念)」Ⅳ)「基本方針(仕組み)」の柱のみの策定としました。

Ⅴ)具体的な「取組み項目」「重点取組項目」は、十分な検討期間の確保が必要であるため、計画がスタートする令和4、5年度に順次協議・検討を進め、令和6年度の間見直しの段階で策定することとしています。



### 4 令和5年度の本協議会の運営、開催スケジュールについて

◆令和5年度の会議開催予定

- ・区推進協議会 3回 (7月、10月、令和6年2月)
- ・運営企画委員会 3回 (6月、9月、令和6年1月)

◆令和5年度の主な活動内容

- ①第5期計画の中間見直しに向けた具体的な取組みの検討(令和5年度中に策定)
- ②令和4年度までの取組状況の把握。地域活動の見直し。
- ③地域福祉活動に関する意見交換、情報共有
- ④広報誌の発行(年1～2回)